

第24回愛媛県障害者技能競技大会実施要綱

1 趣 旨

障害者が日ごろ培った技能を互いに競い合うことにより、その職業能力の向上を図るとともに、企業や社会一般の人々が障害者に対する理解と認識を深め、その雇用の促進を図ることを目的とする。

2 名 称

第24回愛媛県障害者技能競技大会（以下「大会」という）
愛称を「えひめアビリンピック2026」とする。

3 主 催

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 愛媛支部（以下「主催者」という。）

4 共 催

愛媛県

5 後 援（調整中）

6 協 賛（調整中）

7 開催日程及び会場

（1）開催日

令和8年7月4日（土） 9時00分～15時00分

予備日 令和8年7月5日（日）

※荒天等により大会の開催が困難な場合は予備日に延期する。

（2）会 場

愛媛職業能力開発促進センター（ポリテクセンター愛媛）

（〒791-8044 松山市西垣生町2184）

8 競技種目及び定員

No.	競技種目	定員	対象となる障害者
1	ワード・プロセッサ	10	身体障害者・知的障害者・精神障害者
2	表計算	10	
3	製品パッキング	7	
4	喫茶サービス	10	
5	ビルクリーニング	10	
6	オフィスアシスタント	8	
7	フラワーアレンジメント	3	
8	ネイル施術	5	
9	パソコンデータ入力	10	知的障害者

9 参加資格

県内在住者、県内の事業所に勤務又は学校等に在籍している者で、次の（１）～（５）のすべてに該当する者

- （１）次のいずれかの所持者
 - ア 身体障害者手帳（又は指定医や産業医による診断書等）
 - イ 療育手帳（又は判定機関による判定書類等）
 - ウ 精神障害者保健福祉手帳（又は統合失調症、そううつ病及びてんかんの症状がある者は、指定医や産業医の診断書等）
- （２）令和８年４月１日現在において１５歳以上の者
- （３）競技時間に十分耐えられ、かつ支障をきたさない健康状態にある者
- （４）参加を希望する競技種目において、全国大会で過去５年間（第４１回から第４５回まで）に金賞を受賞したことのない者
- （５）参加を希望する競技種目において、全国大会に直近３大会（第４３回から第４５回まで）に連続して出場したことのない者

10 参加申込

参加希望者は、所定の参加申込書により郵送またはメールで主催者に申し込むものとする。

- （１）申込期間
令和８年４月１日（水）～ 令和８年５月２９日（金）
- （２）申込み先
独立行政法人高齡・障害・求職者雇用支援機構
愛媛支部 高齡・障害者業務課
〒791-8044 松山市西垣生町2184
TEL 089-905-6780
E-Mail ehime-kosyo@jeed.go.jp

11 参加経費等

- （１）参加費は無料とする。
- （２）公共交通機関利用の場合に限り、参加選手及び介助者１名に当機構の規定による交通費を支給する。
- （３）主催者は、参加選手及び大会関係者に対して普通傷害保険を付保する。

12 参加選手の決定

- （１）参加申込書により参加資格を審査の上、参加選手を決定し本人または所属先に通知する。
- （２）定員を超える参加申込みがあった競技種目については、所属先ごとの参加人数を調整する場合がある。
- （３）参加申込みが少数かつ同一所属先だけの場合は、競争性や競技実施体制等を判断して、その競技を取り止めることがある。

13 競技方法

- （１）競技は主催者が種目ごとに作成する課題により実施する。
- （２）競技課題は、競技の実施に差し支えない範囲で事前に公表する。
- （３）競技時間は、原則として２時間以内とする。
- （４）各競技は、原則として参加選手が２名以上の場合に実施する。
- （５）競技成績の評価（審査）にあたっては、障害の種類及び程度は特に考慮しない。
- （６）競技において制作された作品等の所有権は、すべて主催者に帰属するものとする。

1 4 表彰

- (1) 競技種目ごとに定める表彰基準を満たした成績優秀な者に対して、金賞、銀賞及び銅賞を各1名授与する。ただし、競技結果が各賞の基準に達しない場合には「該当なし」とする。金賞受賞者は、愛媛県知事賞として表彰される。
- (2) 金賞、銀賞及び銅賞の受賞者（以下「入賞者」という）以外で、その技能について入賞に準ずる成績の者に対して、努力賞を授与する。

1 5 全国障害者技能競技大会への推薦

本大会は、令和7年度に開催される「第46回全国障害者技能競技大会」（以下「全国大会」という）出場希望者の選考会を兼ねており、金賞受賞者で希望する者については、全国大会出場選手として愛媛県が推薦を行う。

1 6 個人情報の取扱い

参加者の個人情報は、(1)及び(2)のとおり公開対象とする。

- (1) 写真・映像等の撮影の範囲
 - ア 主催者による記録・広報用の撮影
 - イ 報道関係者等による競技風景、表彰式等の取材における撮影
- (2) 参加者及び大会成績に係る情報の範囲
 - ア 参加者の氏名、所属事業所等
 - イ 入賞者の氏名、所属事業所名又は学校名、成績（賞の区分）

1 7 その他

この要綱に定めるもののほか、大会の運営に関し必要な事項は、主催者及び大会推進委員等で協議の上、決定するものとする。

(附則)

この要綱は、令和8年2月5日から施行する。